**秦野市保育士有資格者職場体験に係るＱ＆Ａ**

Ｑ１

|  |
| --- |
| 実施期間は、いつからですか？ |
| 令和７年９月２日から令和８年２月末日の間です。 |

Ｑ２

|  |
| --- |
| 対象者について教えてください。 |
| １　保育士資格を持ち、秦野市内の保育施設への就職を検討している方２　保育士資格を持っているが保育施設で働いたことがない方や、以前は働いていたが現在は働いていない方３　保育士資格取得見込みの学生※他市町村で保育実習を行い秦野市内での実習経験がない事等もあるため４　市外在住の方でも、秦野市内の保育施設への就職を検討している方 |

Ｑ３

|  |
| --- |
| 体験できる施設を教えてください。 |
| 「秦野市保育士有資格者職場体験施設」を参照してください。　 |

Ｑ４

|  |
| --- |
| 申込書の受付から体験までの流れについて教えてください。 |
| １　保育こども園課で受付をした後、体験施設の長と調整をします。２　保育こども園課は、体験希望者に決定通知書を送付します。３　体験施設は、体験希望者に事前に連絡をし、体験第1日目の詳細、持ち物等を伝えます。４　体験施設では、担当職員の指導のもと、仕事の内容や乳幼児とのかかわり等を体験していただきます。 |

Ｑ５

|  |
| --- |
| 細菌検査（検便）を行う必要はありますか？ |
| 細菌検査は行っていません。（原則、給食の配膳や食事の補助等は行いません。）原則、細菌検査は行っていませんが体験施設の長が必要とした場合は、検査をしていただきます。病院又は保健所において指定された内容の細菌検査を受け、その結果を体験施設に報告してください。検査費用は、体験希望者に実費を負担していただきます。 |

　Ｑ６

|  |
| --- |
| 各施設の職場体験者受入れ人数について教えてください。 |
| １施設１日につき、３人までとします。 |

Ｑ７

|  |
| --- |
| 体験期間は３日間だけですか？ |
| １　体験希望者1人につき、３日とします。ただし、体験施設の長が認めるときは、延べ５日に限りその期間を延長することができます。２　１日だけの職場体験はできません。 |

Ｑ８

|  |
| --- |
| 職場体験は、３日間連続ですか？ |
| ３日間連続とします。ただし、体験希望者の連続できない理由がある場合は、考慮の上、可能な範囲で日程調整をします。 |

Ｑ９

|  |
| --- |
| 体験時間について教えてください。 |
| １日目は９：３０から１１：３０、２日目以降は９：００から１６：００ですが、体験希望者の要望がある場合は、考慮のうえ可能な範囲で対応します。 |

Ｑ１０

|  |
| --- |
| 　第1日目の体験内容について教えてください。 |
| オリエンテーション、施設の見学等（９：３０～１１：３０）１　２日目以降の服装、持ち物、体験の心得等について説明をします。２　クラス配置について、基本的には体験施設が決めますが、体験希望者の希望がある場合は、可能な範囲で考慮します。 |

Ｑ１１

|  |
| --- |
| 第２日目以降の体験内容について教えてください。 |
| 室内遊び、戸外遊び等の活動については、体験施設の保育に準じます。１　子どもとのふれあい、遊び等、支援について体験します。２　環境整備、清掃等を行います。３　振り返りや体験希望者の質疑等に応じます。４　園外保育等の付き添いはしません。 |

Ｑ１２

|  |
| --- |
| 給食費やおやつ代等の実費はかかりますか？ |
| 体験希望者に実費を負担していただきます。 |

Ｑ１３

|  |
| --- |
| 保育士有資格者職場体験中に事故等が起きた場合の対応について教えてください。 |
| 体験希望者が体験中に起きた事故等により怪我等があった場合は、双方協議のうえ必要な対応をします。 |

Ｑ１４

|  |
| --- |
| 保育士有資格者職場体験に伴う事故のケースについて教えてください。 |
| １「体験希望者が転び怪我をした。」２「園児と体験希望者が一緒に転び怪我をした。」３「体験希望者の手が園児に当たり園児が怪我をした。」４「体験希望者が環境整備等の作業中に怪我をした。」５「体験希望者が通常の経路により、住居や体験施設を出発から帰着するまでの往復途上中の怪我について。」６「食中毒」「熱中症」「天災」の危険保障について等上記のようなケースについては、ボランティア活動保険で対応しますが、事故の内容を双方協議のうえ必要な対応をします。 |

Ｑ１５

|  |
| --- |
| 体験希望者が体験中に故意または重大な過失があった場合等の補償について教えてください。 |
| 体験希望者が補償するものとします。 |

Ｑ１６

|  |
| --- |
| 個人情報の取扱いについて気を付けることを教えてください。 |
| 体験希望者は、職場体験中に知り得た個人情報は、一切口外してはいけません。体験を終えた後も同様とします。　　　　　　　　　　　　　保育室への携帯電話、貴重品等の持込みは禁止とします。 |

Ｑ１７

|  |
| --- |
| 指導案、日誌の提出、評価等はありますか？ |
| 体験希望者は保育実習生ではありませんので、指導案、日誌等の提出は求めません。また、体験時の評価はしません。 |

Ｑ１８

|  |
| --- |
| 予定日に体験ができなかった場合等、振替日がありますか？ |
| 天災や施設行事等のやむを得ない事情により、予定日に体験ができなかった場合、振替日を計画します。 |

Ｑ１９

|  |
| --- |
| 遅刻、欠勤についての連絡について教えてください。 |
| 体験希望者が遅刻、欠勤する場合は、体験施設と保育こども園課の双方に連絡をしてください。 |

Ｑ２０

|  |
| --- |
| 複数の施設を体験できますか？ |
| １園のみとします。 |

Ｑ２１

|  |
| --- |
| 体験希望者の子どもが一時預かり保育を利用する場合、手続きはどのようにしたらよいですか？ |
| 体験希望者は、秦野市保育士有資格者職場体験施設（一覧）から一時預かり保育実施園を確認し、利用するための予約をしていただきます。＜民間保育園の一時預かり保育利用について＞利用する園に事前に手続き等の確認をし、利用するための予約をしていただきます。＜体験施設が一時預かり保育を実施していない場合について＞体験施設名簿一時預かり保育実施園の確認をし、利用可能な施設を予約していただきます。＜公立こども園の一時預かり保育利用について＞１　初めて利用する場合は、事前に利用するこども園に連絡を入れ、説明を受けます。その後、予約を入れ利用することができます。２　既に利用をされている方は、体験希望日に利用できるか確認をしてください。３　１、２とも予約については、１ヶ月前からの受付となります。 |